

○議長（吉井健二） 次に、22番 櫻井 周議員の発言を許します。櫻井議員。

○22番（櫻井 周）（登壇） それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、通告書に従いまして質疑をさせていただきます。

まず最初に、議案第94号、平成24年度伊丹市一般会計補正予算（第2号）について質疑をさせていただきます。

まず、補正予算全般についてお尋ねいたします。

ことしの通常国会、本日で閉会されます。赤字国債を発行するための公債特例法案、本国会で成立は絶望的というふうな状況でございます。そうしますと、国の歳入には不足が生じます。政府は予算の執行を抑制する必要があるという状況でございます。当初、9月4日に地方交付税、国から地方に対して送金される予定になってございました。しかし、9月4日の閣議において、地方交付税の支払いを見送る決定がなされております。本日の閣議で地方交付税再配分されるという報道もございますが、予断を許さない状況でございます。

そこでお尋ねいたします。地方交付税の国から地方への支払いが滞れば、補正予算案に上がっている事業を含めまして多くの事業が執行できなくなるのではないかとこのように心配しておりますが、伊丹市の資金繰りをどのように見通していらっしゃいますでしょうか。

そもそも、このような状況に至った背景といたしまして、衆議院と参議院で多数派が異なるという状況でございます。近いうちに行われるというふうに言われております総選挙で政権交代が起きても起きなくても、衆参のねじれ状態というのは続くものと予想されております。野党は予算案には大体反対するものです。予算案は衆議院の優越で可決されると。野党は予算で反対したので公債特例法案にも賛成はできない。そうしますと、公債特例法案、衆議院の優越はございませんから、予算可決しても財源が確保できないという状況になります。こうしたことは、今後しばらく続くというふうにも予想されるところでございます。

そこでお尋ねいたします。国の予算執行抑制のリスクに対して、伊丹市としては、短期的にはキャッシュを手厚くする、中長期的には歳出を抑制するなどの対策が必要というふうに考えますが、当局のお考えをお聞かせください。

次に、民生費、児童福祉費、児童福祉総務費、私立保育所等関係費のうち民間保育所開設等助成事業についてお尋ねいたします。

この待機児童問題への取り組みでございますが、伊丹市はこれまで保育所の整備、まじめに取り組んでまいりました。その結果といたしまして、毎年4月1日には待機児童を瞬間的には待機児童を解消すると。しかし、ほどなくして待機児童が発生すると。ことし8月の時点では約100名程度の待機児童が発生しております。

一方、先日、日本にいられた国際機関のIMFの専務理事のクリスティーヌ・ラガルドさんは、このようにおっしゃっております。日本にはすごい潜在力があります。未活用の

よく教育された女性労働力というふうにおっしゃっておいりました。

すなわち、日本の経済成長には女性労働力の活用が不可欠でございます。保育所施設の整備と待機児童解消は、いわば我が国の興亡のかぎを握っているというふうにも考えるところでは。そうしたこともありまして、毎回私、毎議会この待機児童問題取り上げておるところでございます。6月議会でも取り上げましたし、3月の定例会でも取り上げました。

今回、補正予算で御提案のいずみ幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行は大歓迎するところでございますし、こうした私立幼稚園の取り組みをどんどん支援していくということも大賛成でございます。

一方、市内では西伊丹幼稚園と白ゆり幼稚園が認定こども園に既に移行しております。

そこでお尋ねいたします。西伊丹幼稚園及び白ゆり幼稚園が幼稚園型認定こども園に移行する際に、助成金を出して支援したのでしょうか。さらに、西伊丹幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行する際に、助成金を出して支援したのでしょうか。

これまで助成金による支援をしてこなかったのであれば、なぜこれまでできなかったのでしょうか。どうして今回から助成できるようになったのでしょうか。

また、いずみ幼稚園に係る今回の助成金の財源は伊丹市の一般財源となっておりまして、安心こども基金は活用されてございません。それはなぜでしょうか。

また、今後の展開としまして、伊丹市内には幼稚園が数多くございます。公立17園、私立9園ございます。認定こども園を検討している私立幼稚園の認定こども園への移行、これをどんどん促進していくべきだというふうにも考えます。こうして保育機能を拡充することによって待機児童を解消していくべきだというふうにも考えるところでございます。

そこでお尋ねいたします。私立幼稚園が認定こども園に移行する際に、伊丹市から助成金が出せるようになったということを私立幼稚園の関係者に知らせているのでしょうか。

また、私立幼稚園の関係者はこの助成金のことを御存じなのでしょうか。

次に、衛生費、保健衛生費、予防費、予防接種費のうち、予防接種事業についてお尋ねいたします。今回、補正予算に上がってきておりますこの事業は、ポリオの予防接種について生ワクチンから不活化ワクチンに切りかえる。これはもう既に9月1日から切りかわっております。

そもそもこのポリオの予防接種、生ワクチンと不活化ワクチンを使う2つの方法がございます。

生ワクチンを使うという方法については、これはポリオのウイルスが生ということで、生きているわけでございますから、生ワクチンでは約100万人に1人の割合でポリオが発症するというリスクがあると言われております。せっかく予防注射を受け、かからないようにと思って受けた予防注射でポリオにかかってしまうということでは、あべこべといえますか、本当に悔やんでも悔やみ切れないということがございます。

一方、不活化ワクチンではポリオの発症リスクはございません。

こうしたことから、先進各国におきましては、生ワクチンによる予防接種はやめて不活

化ワクチンによる予防接種、どんどん導入しております。先進国で生ワクチンによる予防接種を続けていたのは日本だけでございました。東アジア諸国におきましても、ポリオ生ワクチンによる予防接種を続けていたのは日本と北朝鮮だけでございました。

ポリオの予防接種で生ワクチンから不活化ワクチンへ切りかえるということについて、遅きに失した感がございますけれども、今回切りかえについては大歓迎するところでございます。

そこで、今回の補正予算でございますけれども、予防接種事業の財源は伊丹市の一般財源で手当されることになっております。これに対しては地方交付税措置がなされてきたところでございます。

生ワクチンについては、お値段でございますけれども、20人分が一つのパッケージになっていて6640円、1人分に割りますと332円ということになります。不活化ワクチンは1人分で5450円でございます。ワクチン代は16倍になります。この増額分が今回の予防接種事業費8400万円の増額ということで提案されているものと理解しております。

そこでお尋ねいたします。今回の補正予算は予防接種法に係る政令の改正に伴う事業費の増加によるものでございますから、財源については、当然に国から手当されるものと理解しております。補正予算案においては、本事業の財源は、伊丹市の一般財源というふうになっておりますけれども、国からの財源の手当はどのようになされることになっておりますでしょうか。

次に、予防接種の受け控えの問題についてちょっとお尋ねいたします。

先ほど申し上げたとおり、生ワクチンのポリオ発症リスクというものを避けるということで、生ワクチンによる予防接種の受け控えがあるというふうに言われております。

そこでお尋ねいたします。ことしの春、それから昨年春と秋のポリオの予防接種におきまして接種率はどのようになっておりましたでしょうか。受け控えの傾向は見られますでしょうか。

もし、受け控えの傾向が見られるということであると、受け控えた児童の分だけ不活化ワクチン今回必要になります。不活化ワクチンは十分に確保できているのでしょうか。

また、予防接種受け控えに相当する分だけ不活化ワクチンの数がさらに必要というふうになりますと、その分事業費が増加するというふうには考えられますが、国からの財源の手当はこうしたことも含んでなされるのでしょうか。

次に、予防接種に関する情報提供についてお伺いいたします。

子供はゼロ歳から1歳にかけて数多くの予防接種を受けることになっております。具体的にはポリオ、三種混合、BCG、はしか、ロタウイルス、水ぼうそう、おたふく風邪、ヒブ(Hib)ワクチン、肺炎球菌ワクチンなどです。

この予防接種と予防接種の間隔、当然あけておかなければいけません。一方、子供がかぜを引きますと、予防接種、予定していても受けられないということになります。このよ

うに、予防接種のスケジュールを組むってというのは非常に難しいところでございます、最近ではスマートフォン用のアプリケーションまで出ているという状況でございます。さらに今回、ポリオの予防接種が生ワクチンから不活化ワクチンに切りかわるということでございますから、この切りかえに際しまして、予防接種のスケジュール、さらに難しくなっております。

そこでお尋ねいたします。乳幼児を持つ保護者に対して、予防接種に関する情報は十分提供されておりますでしょうか。

次に、議案第121号、損害賠償請求事件に係る和解についてお尋ねいたします。

本事件に係る訴訟の経緯でございますけれども、本件に関しては刑事事件としては既に結審しているというふうに聞いております。刑事事件の中で事実関係はおおむね明らかにされたというふうにも聞いております。

そこでお尋ねいたします。本件に対して、民事訴訟として、なぜ伊丹市は訴えられたのでしょうか。

次に、和解案の中にあります伊丹市という言葉の定義についてお尋ねいたします。

地方教育行政法では、市教育委員会の市長からの独立性というのが規定されております。伊丹市の教育関連の行事におきましては、主催、伊丹市・伊丹市教育委員会という表記が一般的に使われております。このとき、伊丹市には伊丹市教育委員会は含まれておらないというふうに理解しております。一方、本件事件の被告は伊丹市でありまして、この代表者は市長、藤原保幸というふうに書いてございます。

和解案3では、学校教育における生徒の安全確保に最善を尽くし、心の教育や生徒指導体制の充実を図るというふうにございますが、この言葉の主語は、被告伊丹市というふうになっております。しかし和解案でお約束する内容は、伊丹市教育委員会が責任を持って実施する内容というふうになっておりますが、そこでお尋ねします。これは伊丹市教育委員会が責任を持って実施するというふうに理解してよろしいでしょうか。

また、和解案3の実施について中身をもう少し詳しく見ますと、1人の生徒がとうとう命を失われた事実を受けとめるというふうでございます。当時の状況といたしまして、修学旅行、20人以上の生徒が参加していなかった。こうした状況というのは、必ずしも学校が正常な状態ではなかったというふうにも思います。

また、学校教育における生徒の安全確保に最善を尽くし、心の教育の推進や生徒の指導体制の充実を図るというふうにもございます。こうしたことは、もちろん重要なことでもありますけれども、一方で当たり前のことでもあります。ある種通り一遍といいますか、定型文句的でもございます。着実に実施していくことが重要でございますし、さもないと不信感が増大することになります。

また、これ申し上げたとおり当たり前のことでございますから、本件事件にかかわらず、既に実施されているべき内容でもございます。

そこでお尋ねします。和解案3に関することについて、教育委員会の定例会や協議会な

どにおいて教育委員の間ではこれまでどのような議論がなされてきましたでしょうか。

また、20人以上の生徒が修学旅行を欠席する中で、本件事件が発生したということ踏まえて、伊丹市としてどのようにとうとい命が失われた事実を受けとめましたでしょうか。

また、通告書ではもう一つ質問を用意しておりましたが、この取り組み状況については、先ほどの上原議員への答弁の中で一定程度御答弁いただいておりますので、質問は割愛させていただきます。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（吉井健二） 平寄財政基盤部長。

○番外（財政基盤部長平寄正俊）（登壇） 私から財政問題に関します数点の御質問に順次お答えを申し上げます。

まず初めに、地方交付税の交付が滞った場合の資金繰りについてお答えを申し上げます。

国や県からの正式な説明は現在のところございませんが、本市におきましては、いわゆる特例公債法案が成立していない状況下におきましては、9月交付を全額受けることが難しくなるのではないかと懸念し、早期に対策を講じようとして準備をしていたところでございます。独自の情報収集で把握した結果、本日の閣議において、都道府県分においては3分の1程度に減額して先送りされる一方、市町村分におきましては9月の交付の満額が10日に交付されるものと判断いたしまして、これを前提とした資金収支のオペレーションをはかったところでございます。

また、本日9時38分現在配信されました官庁速報におきましても、当該の旨決定したことが配信されているのを確認いたしております。

したがいまして、現在の状況下におきましては、事業の進捗調整や事業執行の遅延など市民生活への影響は生じないものと考えております。

次に、国の予算執行抑制リスクに対しましてキャッシュフローを厚く手当すべきではないかとの御質問にお答えを申し上げます。

今回の地方交付税の交付遅延に伴い、最悪のストレスシナリオといたしまして、本市に対しまして9月と、仮に11月の普通交付税の交付の遅延等がなされたと仮定し、それぞれ約15億円が入ってこなくなるため、当該3カ月間におきましては合計30億円の資金収支が悪化するものと推計いたしまして、対策の準備をしたところでございます。この場合のリスク管理といたしましては、あらかじめ想定しております資金収支計画を見直し、1つ目といたしましては余剰資金の運用停止、2つ目といたしましては一時借入れ、3つ目といたしましては臨時財政対策債などの地方債発行の前倒し、4つ目といたしましては事業の進捗調整などにより対処する必要があるものと考えておりますが、当該ストレスシナリオで推計いたしました場合でありましても、本市におきましては、新規の資金運用を停止し、満期到来の資金を手元資金として確保すれば、年間で最も厳しくなる12月の資金

収支に対処できるものと推計したところでございます。

また、行財政プランにおきまして、財政基金の現在高を約20億円以上に所有することといたしましたのは、このような予測しがたい資金収支に対処することが趣意であったものでございます。

しかしながら、議員御指摘のこの問題の本質は、本市の財政運営におきまして、対処すべきリスクヘッジではなく、地方の固有財源であります地方交付税に対しまして、法定交付時期に財源を確保して配分することは国の責任ではないかと考えているところでございます。引き続き、さまざまなリスクを想定しました資金、市債、負債、総合管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、不活化ポリオワクチンの予防接種事業におきます国からの財源手当についてお答えを申し上げます。

現行の予防接種法におきましては、自治事務とされております法令上の定期接種は市町村の支弁により行うものとされ、その負担は一定の低所得者を除き実費徴収により行うこととされております。

お尋ねの不活化ポリオワクチンは当該法令上の定期接種に当たりますことから、原則として財政スキーム上も一定実費負担とされております。予防接種に係る地方交付税措置は、一定の低所得者に相当する部分のみが措置されており、不活化ワクチンに係ります当該増嵩経費につきましては、当初想定されておりました平成25年1月開始分から地方交付税の単位費用において算入されているものと伺っているところでございます。

したがって、前倒しして実施することとなりました平成24年9月からの実施と、当初想定しておりました平成25年1月実施との差につきましては、一定の低所得者に相当する部分のみが地方交付税の対象となり、当該部分の増嵩する財政支援がないこととなりますが、この点につきましては国や県からの明確な回答は得られていないところでございます。

現在得られております情報の範囲内におきましては、このような年度途中におきます追加財政需要に対しましては、平成24年度におきましては、地方財政計画上4700億円があらかじめ措置されております。これは地方交付税の算定におきまして、既に交付済みで、伊丹市におきましては、約1億4000万円が前もって配分されていることを意味しております。今回の4カ月分に相当します増嵩経費は特別の措置はなされないのではないかと伺っているところでございます。

一方で、一類定期接種につきましては、多くの地方公共団体で実費を徴収していない状況のもと、総務省におきましては厚生労働省に対しまして平成25年度の概算要求に当たり留意改善すべき事項といたしまして、総務大臣から申し入れがなされたと伺っているところでございます。

これによれば、「予防接種法の対象となる疾病・ワクチンのあり方、接種費用の負担のあり方等の予防接種制度の見直しに際しましては、地方の意見を十分に踏まえるとともに、

新たな予防接種を導入する場合には制度が定着するまでの間、国費による財政措置を講じるなど、国民の接種機会の確保や地方負担の急増の防止のために必要な措置を講じること」とされておりまして、本市におきましても、直接あるいは全国市長会などを通じて、自己負担とされている部分も含めて、予防接種事業が実情に即した財政支援措置となるよう提案してまいりたいと考えております。

最後に、受け控えに伴います事業費の増加と財源手当についてお答え申し上げます。

厚生労働省におきまして、必要所要額として予算措置された地方負担額につきましても、地方交付税の算定を通じて基準財政需要額に算入されることとなりますため、本市におきましても年度ごとの増減が発生したとしましても、年度経過とともに平準化される中におきまして、マクロ的な措置はなされるものと考えております。

○議長（吉井健二） 田中こども未来部長。

○番外（こども未来部長田中裕之）（登壇） 私からは民間保育所開設等助成事業に係る数点の御質問についてお答えいたします。

民間保育所開設等助成事業につきましては、平成12年の国の規制緩和により、NPO法人等においても保育所を開設することが可能となりましたが、当時より開設に係る国等の補助制度がございませんでした。認可保育所を開設するに当たり、他の保育所と児童の処遇に差異があってはならないとの判断のもと、本市が独自に平成13年度のNPO法人の開設申請より保育所開設助成を開始したものです。

助成の内容といたしましては、開設時の初度調弁費用を対象に、当時の国の社会福祉法人に対する社会福祉施設等施設整備費補助金の設備費の積算を根拠に、600万円を交付したところです。その後、NPO法人による保育所3園の開設につきましては、この600万円を上限として助成を行ってまいりました。

助成に当たりましては、事前に審査会を開き、当該法人が児童福祉に高い見識と熱意を有し、今日的な利用者のニーズに合った理念や運営方針を持った法人であるかを審査し、保育所開設助成金の適正かつ公平な支出を図ってまいりました。

また、社会福祉法人に対しましては、平成20年度に社会情勢、本市の財政状況及び施設の整備状況を勘案し、社会福祉法人が社会福祉事業を経営する施設の建設費用に係る補助を行うことは今日的役割を終えているとの判断のもと、「社会福祉法人が社会福祉事業を経営する施設の建設等に係る補助金交付要綱」を廃止いたしました。

この補助制度を廃止した後に、社会福祉法人により定員60名の保育園の開園申し出がございましたが、施設整備に係る補助は行わず、NPO法人に対する保育所開設助成金と同様に、初度調弁費用を対象に600万円を交付したところでございます。

こうした経緯がある中で、1点目の御質問である西伊丹幼稚園及び白ゆり幼稚園が認定こども園に移行する際に、助成金を出して支援したのかとのお尋ねでございまして、当初、両園とも幼稚園型認定こども園で開園をされました。幼稚園型認定こども園につきましては、保育所部分が認可外保育施設でございまして、本市におきましては、これまでより認可

外保育施設に対する補助は行っておらず、こうした考えから幼稚園型の認定こども園の開設に当たっては補助を行っておりません。

また、平成23年に西伊丹幼稚園が、幼保連携型の認定こども園へ移行した際には、施設の一部改修工事が行われたものの、既に幼保連携型の認定こども園としての機能を有していたことから、補助を行わないことを園に対しても御説明し、御理解いただいたところでございます。

一方、今回のいずみ幼稚園につきましては、当初より幼保連携型認定こども園として現在の幼稚園にゼロ歳児から2歳児が利用する認可保育所機能を新たに付加するため、増築により整備を進めておられます。幼保連携型認定こども園の保育所部分につきましては、認可保育所であることから、これまでの法人と同様に、開設時の初度調弁費用を対象として、今回補正予算として御提案申し上げている600万円を上限に補助を行うものとするものでございます。

次に、いずみ幼稚園に安心こども基金、いわゆる子育て支援対策臨時特例交付金を活用しない理由についてでございますが、安心こども基金の活用につきましては、これまでも御答弁させていただいておりますとおり、子育て支援特別対策事業実施要綱にあります、すべての事業について活用しているということではございません。議員御指摘の幼保連携型認定こども園の認可保育所部分の整備につきましても、御承知のとおり安心こども基金の保育所緊急整備事業の活用が可能ではございますが、この整備事業の活用につきまして、本市の考え方は、すべての認可保育所において活用するというのではなく、現在、保育所待機児童が多く発生しており、その解消が喫緊の課題となっております阪急伊丹線を中心とした地域で開設すること、並びに当該地域におきまして土地の取得が困難であるなどの理由から、賃貸により開設しようとする場合で、他の事業者より負担が多い事業者に限り安心こども基金を活用することを原則といたしております。また、基金活用に当たっても、原則市の負担額は600万円を上限といたしております。

なお、いずみ幼稚園に対しましても、安心こども基金を活用しない旨を説明した上で、御理解をいただいております。

次に、今後他の私立幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行する際に、保育所開設助成金の交付が可能であることを、私立幼稚園関係者は知っているのかとのお尋ねでございますが、幼保連携型認定こども園の保育所部分は認可保育所であり、開設法人は県に認可申請をする必要がございます。認可申請に当たっては、本市より県知事に対して副申を行う必要があり、そのために事前に事業計画や資金計画等について協議をいたしております。この協議の際に助成金についてもお伝えをしているところでございます。

私立幼稚園より御相談があった場合、この助成金の交付につきましては、基本的には今回のケースと同様に対応してまいりたいと考えておりますが、議員も御承知のとおり子育て関連3法案の施行に伴う財源として、税政抜本改革による0.7兆円の財源を含め、1兆円を超える財源の確保が予定されていることから、今後施設整備などに対する補助の

あり方につきましても、大きく見直されることが予定されております。

今後の補助のあり方につきまして、このような国、県の動向を適切にとらえ、対応してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（吉井健二） 二宮健康福祉部長。

○番外（健康福祉部長二宮叔枝）（登壇） 私から予防接種事業に関する御質問のうち、接種の受け控えの傾向、ワクチンの確保、乳幼児を持つ保護者への予防接種に関する情報提供の3点について御答弁申し上げます。

乳幼児を対象といたしました予防接種は、その疾病の発生及び蔓延を予防することを目的として予防接種法の一類疾病に定められており、今回の御質問にございますポリオにつきましては、この一類疾病に含まれております。

ポリオは小児麻痺と呼ばれ、我が国でも1940年代ごろから全国各地で流行が見られましたが、予防接種の効果により1980年を最後に野生株ポリオウイルスによる麻痺患者の発生はなくなりました。しかしながら、ポリオの発生が見られる国々はあつて、これらの地域で日本人が野生ポリオに感染したり、日本に野生ポリオウイルスが入ってくる可能性も考慮し、接種勧奨を引き続き行っていく必要があります。

ワクチンは大別して、弱毒性ワクチンと不活化ワクチンに分けられます。生ワクチンは毒性を弱めた病原生物を生きのまま接種し、不活化ワクチンは大量に培養されたウイルス粒子などを殺したものを接種いたします。

生ワクチンに期待されている効果といたしましては、ワクチンを接種することによりウイルスが体内で増殖し、それによって自然感染を経過したのと同様の免疫を得ることにあります。しかしながら、生ワクチンウイルスが増殖することによって生じる発熱や、ウイルスが引き起こす軽症の症状などの副反応の発生も報告をされております。

ポリオにつきましては、生ワクチンの接種後、ごくまれではありますが手足などに永続性のまひを起す例が報告されており、現在海外の国におきましては不活化ポリオワクチンの使用が主流を占めております。

今般、国内において単独の不活化ポリオワクチンが薬事承認されたことにより、厚生労働省はポリオの定期接種のワクチンに導入することを決定し、生ポリオワクチンから不活化ポリオワクチンに9月1日から切りかえることを決定いたしました。

まず、接種の受け控えの傾向についてでございますが、昨年度における本市でのポリオの予防接種率は、春の実施におきましては78.8%、秋につきましては72.9%、また今年度実施いたしました春の接種率は54.7%と減少傾向となっております。

この傾向は本市だけではなく、全国的にも同様の傾向が見られます。

議員御指摘のとおり、生ポリオワクチンを接種することによる副反応の心配や不活化ポリオワクチンの導入への動きなどから、生ポリオワクチンの接種の受け控えが起こったものと考えております。

次に、不活化ワクチンは十分に確保できているのかという御質問でございますが、国に

において今回導入される単独の不活化ポリオワクチン需要量及び供給量について、各都道府県に平成23年度接種率調査を行いまして、また平成24年度春のポリオワクチン接種率を求めるに当たっては、15市町村にサンプル調査を行い試算をされております。

対象者の見込みといたしましては、調査をもとに平成24年度春の生ポリオワクチン接種率を62.2%と仮定し、平成23年度及び平成24年度春のポリオ対象者のうち、2回終了していない者並びに平成24年9月以降の単独の不活化ポリオ接種対象者全員が接種することを想定し、需給見通しを立てられています。

本市におきましても、本市の接種率をもとに対象者を見込み、事業費を算出して予算提案しているところでございます。

また、国はワクチンの安定供給について平成24年8月に都道府県、日本医師会、日本小児科医会、日本医薬品卸売連合会、日本ワクチン産業協会に通知を出して、ワクチンの偏在が起らないよう通知をいたしております。

このように昨年度からの接種控えの影響及び安定供給を考慮されているため、議員が御心配されておりますワクチン不足になる可能性は低いものと考えています。

最後に、乳幼児を持つ保護者への予防接種に関する情報提供についてでございますが、乳幼児の健康づくりのための乳幼児健診及び予防接種の案内につきましては、郵送による個別通知を行っております。予防接種の案内につきましては、4カ月検診の案内とともに予診票及び予防接種に関する説明書「予防接種と子どもの健康」、こういった冊子でございますが、受ける計画についても立てましょうというようなことが御案内しております冊子でございます、を生後一、二カ月のお子様あてに郵送、これを郵送いたしております。

また、広報誌やホームページへの掲載、それから医療機関でのポスター掲示、そして乳幼児健診や講座などの機会を利用して情報提供に取り組んでまいります。

今後も感染症対策、公衆衛生の向上及び増進に取り組んでまいりますので、御支援、御協力賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉井健二） 教育委員会事務局、蘆原学校教育部長。

○番外（教育委員会事務局学校教育部長蘆原時政）（登壇） 議案第121号、損害賠償請求事件に係る和解に関する御質問についてお答えをいたします。

本件訴訟は、被害者の両親である原告らが、本市並びに加害生徒らを被告として損害賠償の訴えを提起したものでございます。

1点目の、本件に関しなぜ伊丹市は訴えられたのかについてですが、市については、原告は、「公立中学校の設置者は学校における教育活動及びこれに密接に関連する生活関係において、生徒の安全に配慮すべき義務があり、とりわけ他の生徒の行為により生徒の生命、身体に危害の及ぶことが予見されるときは、そのような危害の発生を未然に防止するため、事態に応じた適切な措置を講じる義務がある」として、本件において暴行事件の発生を未然に防止し、結果の発生を回避するための適切な措置を講じなかった過失があるとして、公立中学校の設置者である伊丹市を国家賠償法第1条の規定に基づく賠

償責任を負うものとして訴えられたものです。

2点目の、和解案3でお約束する内容は、伊丹市教育委員会が責任を持って実施するとの理解でよいのかとの御質問ですが、今回の損害賠償請求事件は、ただいまも申し上げましたとおり、国家賠償法に基づくものであり、同法の規定により本件の被告は地方公共団体である伊丹市となり、また和解条項は原告と被告との約束事項が記載されるものであり、一般的に主語は原告ないし被告の表記となります。

ここでの主語である被告伊丹市の中には、教育委員会も伊丹市の機関として当然入っていること、そして本件訴訟での遂行方針及びこの和解内容については、内部的には教育委員会と市長部局が連携し協議して定めたものであり、和解等に係る今後の取り組みにつきましては、学校、教育委員会が主体となり、市長部局とともに責任を持って行うことであると御理解いただきたいと思えます。

次に、和解案3の内容に関する教育委員会での協議に関する御質問にお答えします。

和解案3は学校の教育活動等における取り組みについてであります。取り組み内容に係る教育委員会での協議は、事件発生後プロジェクトチーム設置、同チームでの協議と並行して、同チームからまとめの報告書が出されるまで、協議会において6回にわたり協議をしてまいりました。

主な内容は、事件の概要、プロジェクトチーム会議の各班での協議、内容等の報告、そして事件の検証結果に基づく今後の対応策について、学校、家庭、地域、教育委員会も含めた行政関係機関における具体的な取り組みについて協議を行いました。

その間、教育委員が関係中学校も含め学校訪問を行い、学校現場の状況を直に見ながら、直接学校長と意見交換をする中で、事件後の取り組みも含め、さまざまな教育活動のあり方について協議を行いました。この教育委員の学校訪問は現在も継続して行っており、学校現場の状況把握に基づいた教育委員会の運営を行っております。

このような経過を経たこれまでの取り組みを踏まえ、今回の和解案3の内容に至ったものでございます。

なお、今回の和解案につきましては、日程の関係で個別に教育委員へ報告し、了承をいただいたところでございます。

次に、学校行事への不参加を踏まえた本件に対する受けとめについてですが、御指摘のとおり、当時当該校において修学旅行への欠席者が22名ありました。欠席理由につきましては個別に面談等を行い、不参加に至った経緯がございます。不参加と本件発生の因果関係については明らかではございませんが、学校行事はふだんの授業から場所を変えて、生徒同士の心の結びつけを深め、よりよい人間関係をつくり、社会性をはぐくむ絶好の機会であることから、本件のような暴力行為も含め、さまざまな問題行動に対して、文部科学省が示すところの教育的予防の生徒指導の役割も果たすものと考えております。

本件発生までも、学校における不参加生徒への適切な対応に努めておりましたが、現在は、さらに各行事ごとに学校長に対して教育長名でもって通知を行い、行事期間中の不参

加生徒に対する学校における学習指導を含めた対応について徹底を図っているところでございます。

○議長（吉井健二） 櫻井議員。

○22番（櫻井 周）（登壇） それでは、2回目の発言をさせていただきます。

まず、1点目の補正予算全般についての財政基盤部長の御答弁いただきました。

この問題の本質は、市の財政基盤において対処すべきリスクヘッジではなく、地方の固有財源である地方交付税に対し、法定交付時期に財源を確保して配分することは国の責任ではないかと考えているという御答弁もいただきました。

また、こうしたことに対して要望していただくということもございますけれども、一方他の地方自治体におきましては、地方議会で意見書を採決しているというような話も聞いておりますので、そうしたことも踏まえて、しっかりと今議会で議論していきたいというふうに思います。

また、ポリオの予防接種の件についてでございますけれども、ワクチン受け控えがあるという御答弁をいただきました。かなり接種率下がっているなというふう思うところですので、これについてほかの予防接種は大丈夫なのかというのも心配になってくる場所ですけれども、ちょっと他の予防接種についてはまた一般質問の中で質問させていただきたいというふうに思います。

一方、この受け控え、生ワクチンの受け控えがあつて、そして今回不活化ワクチンによって接種をされるという方がいて、もしなかなか予約がとれない等の問題が起きたときに、国のほうで本来的には対処を考えていることではあるでしょうけれども、実際に苦情を言ってくるのは市の窓口になろうかと思えます。こうした問題に対して、丁寧に御対応いただくということをお願いするとともに、そのためにしっかりとした準備をよろしく願いたします。

それから、損害賠償請求事件に関しまして、教育委員が関係中学校も含め学校訪問を行い、学校現場の状況を直に見ながら、直接学校長と意見交換をする中でいろいろ取り組んでこられたというふうな御答弁もいただきました。

大津市の事件があつて、それでまたその関係の事実がいろいろ報道されるに当たって、教育委員会制度、教育委員会がきちっと機能していないのではないかと御批判も各所で出ておるところでございますけれども、伊丹市の教育委員の皆様におかれましては、しっかりと対応いただいているというふうにも理解いたしました。

また、今回、人事について議会同意の議案も上がっておりますから、そうしたことも含めて、またしっかりと議論させていただきたいというふうに思います。

それから、児童福祉費に関しまして、保育園の問題でございますけれども、御答弁いただいている中で御理解賜りたいというふうに言われましたけれども、なかなか理解できない部分がまだまだたくさん残っております。残り3分ですので、質問はできないと思っておりますので、ちょっと何が理解できないかというところを幾つか申し上げておきたいと思っております。

まず、これまで伊丹市の財政の方針としまして、国や県の補助金、使えるものはどんどん使っていくという方針で、伊丹市の一般財源に対する負荷はなるべく小さくしようという取り組みをされてきたというふうに聞いております。

そうした意味において、安心子ども基金を活用しない手はないというふうに思うんですけども、活用していないと。その活用していない理由の一つとしまして、「社会福祉法人が社会福祉事業を営む施設の建設等に係る補助金交付要綱」を廃止したということを上げておりますけれども、必要があればまたつくればいいだけの話で、廃止したからできませんというのでは、部長が私の仕事をサボってますと言ってるようにしか聞こえないということで、非常に不満でございます。

また、この社会福祉事業の施設整備に関するということとは、これは多くは高齢者福祉のことを想定されているんだろうというふうに思いますけれども、児童福祉と高齢者福祉、対象となるクライアントは全く違うわけですから、こうしたものを十把一からげにやるということは、きめ細かい行政サービスができていないということのあらわれでもあろうかと思ひまして、この点については非常に不満であります。

また、待機児童の発生が多いということについて、阪急沿線、阪急伊丹線沿線を中心とした地域で開設するというところで、稲野駅前保育所においては、安心子ども基金も活用するというところでございますが、実際のところ待機児童の発生状況でございますが、実は全市的に満遍なくといいますか、発生しているというふうにデータをいただいております。そうした意味で特定地域だけ安心子ども基金を活用するというのは理解できませんし、また、今回のこのいずみ幼稚園につきましても、いずみ幼稚園は比較的JR中山寺駅に近いということもございますから、駅に近い地域ということからしても、なぜこれをわざわざ外すのかということも理解できないところでございます。

理解できないことはたくさんありまして、残り1分となりましたので、質問はできませんが、続きは個人質問の中でさせていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。